

質問に対する回答書

Q 1. 建築、杭に関する図面の閲覧は可能でしょうか。

A 1. 公有財産活用課（倉敷市役所 4 階）にて閲覧可能です。閲覧に来られる際には、事前に公有財産活用課（086-426-3161）までご連絡ください。

Q 2. 分譲マンションの建築を考えていますが、譲渡等禁止条項の解除となるのはどのような状況でしょうか。

A 2. 分譲マンションの建築完了後、売買契約書（案）第 11 条ただし書きに記載した手続きを経ることにより（建築検査済証の提出等が必要）、譲渡等禁止を解除することができます。

Q 3. アスベスト検査について、サンプリング調査をすることは可能でしょうか。

A 3. 可能です。ただし調査にかかる一切の費用について市は負担しません。調査を行う際は、事前に公有財産活用課（086-426-3161）までご連絡ください。

Q 4. 土地利用条件中、売買物件の全部、又は一部をマンション等住居用途とする建物敷地の用に供するとなっておりますが、一部とはどの程度でしょうか。

A 4. おおむね半分以上を目安とします。

（※本質問に関連して、契約書（案）第 10 条の条文を変更予定です。）

Q 5. 土地利用条件である住居用途とする建物敷地の用に供した場合で、残地について譲渡等を行うことは可能でしょうか。

A 5. 土地利用条件に反せず、Q 4 のとおりおおむね半分以上を目安とし住居用途とする建物敷地の用に供した場合は、落札者からの申し出に基づき、譲渡等禁止を解除することができます。

（※本質問に関連して、契約書（案）第 11 条の条文を変更予定です。）